

県営住宅の指定管理者の募集について

1 要旨

県営住宅の指定管理者の指定期間が令和7年3月末で満了となることから、次のとおり令和7年度から11年度までの指定管理者の募集を開始する。

2 施設の概要

地 区	管理戸数 (R6.4.1)	管理費用基準額
広島北部 (安佐南区、安佐北区、三次、庄原)	5,639 戸	2,738,196 千円
広島南部 (中区、東区、南区、西区、安芸郡)	3,972 戸	1,977,430 千円
廿日市・大竹	1,426 戸	675,832 千円
呉	964 戸	467,991 千円
東広島・竹原	523 戸	278,303 千円
三原・尾道	1,423 戸	731,270 千円
福山・府中	2,134 戸	1,026,902 千円
合 計	16,081 戸	7,895,924 千円

3 指定管理者の募集・選定手続等

指 定 期 間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで (5年間)
募集要項の配布期間	令和6年7月19日 (金) 午後3時から令和6年9月20日 (金) まで
申請の受付期間	令和6年9月6日 (金) から令和6年9月20日 (金) まで
指定管理者の候補者の選定方法	広島県指定管理者選定委員会住宅部会において、次の基準により審査し、総合点数で評価の上、候補者を選定する。 ア 入居者サービスの向上・確保 イ 家賃及び駐車場使用料収納事務の取組体制の確保 ウ 維持管理水準の妥当性 エ 申請者の経営状況・信頼性 オ 申請者の取組姿勢 カ 申請提案額 キ 申請提案額の実現性 基準ごとの配点は、施設の性質等に応じて決定することとされており、県営住宅においては、入居者サービスの向上や安定した管理運営を担保するため、ア及びエの配点を特に高く設定している。
選定結果の通知	令和6年11月中旬

4 その他

より適切かつ効率的な管理を行うため、次のとおり地区の統合を行う。

令和2～6年度	令和7～11年度
広島北部 (5,268 戸)	広島北部 (5,639 戸)
三次・庄原 (371 戸)	
広島南部 (2,876 戸)	広島南部 (3,972 戸)
安芸 (1,096 戸)	
三原 (769 戸)	三原・尾道 (1,423 戸)
尾道 (654 戸)	